

# 第2回 定例会

## 議員報酬減額を継続、平成21年度各会計予算を可決

平成21年第2回那珂川町議会定例会は、3月5日に開会し、会期を13日までの9日間と定め、議案等の審議及び一般質問を行いました。

新年度から全町内において本格稼働する「ケーブルテレビ施設条例」の制定など町条例制定3件、個人情報保護条例など町条例改正12件、一般会計など10会計の補正予算、平成21年度予算10件のほか、損害賠償、町道認定、指定管理者の指定、加入組合規約等の変更3件など、町長提出議案41件と「議員報酬減額条例」制定の議員提出議案1件について慎重審議し、原案のとおり可決しました。

また、今期定例会から一般質問に一問一答方式を試行導入することとなり、質問には、9人の議員が登壇しました。

### 議員提案

議員報酬を月額5%減額

◆町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定  
(全員賛成 原案可決)

平成20年度に引き続き、平成21年度においても議員報酬の減額を行うこととしました。

### 平成21年度予算

◆平成21年度那珂川町各会計予算の議決

平成21年度各会計予算については、3月9日に議員全員を構成とした予算審査特別委員会(委員長 橋本操議員、副委員長 岩村文郎議員)を設置し、3月10日から13日にかけて各会計の予算審査を行いました。

3月13日の本会議において、委員長からの「原案のとおり議決すべきもの」との報告を受け、会計ごとに採決を行い、老人保健特別会計及び農業集落排水事業特別会計を全員賛成で、その他の会計を賛成多数で可決しました。

【予算審査特別委員会の予算に関する意見等】

①保育事業の充実と安定的な保育士確保を図るため、近

隣市町との均衡を考慮し、臨時保育士賃金の見直しを検討すること。

②子育て支援施策における各種事業の実施に当たっては、人的にも経費面においても、より手厚い支援を行い、更に内容を充実させるとともに有効な展開を図ること。

③土木・建築関係事業については、町民が事業の効果を早く受けられるよう、できうる限り早く着手し、繰り越しのないよう努めること。

④ケーブルテレビの加入については、高度化事業の有益性を更に啓発し、加入率目標の達成に向けて特段の取り組みを行うこと。



予算審査の様子

一般会計 73億9,000万円(前年比▲2.9%) 特別会計総額 42億3,150万円(前年比▲26.6%)

会計名	本年度予算額	
一般会計	73億9,000万円	
特別会計	国民健康保険会計	20億400万円
	老人保健会計	500万円
	後期高齢者医療会計	1億7,250万円
	介護保険会計	11億6,000万円
	ケーブルテレビ事業会計	3億5,000万円
	下水道事業会計	3億2,900万円
	農業集落排水事業会計	4,600万円
	簡易水道事業会計	1億6,500万円
計	42億3,150万円	

水道事業予算	収入	支出
収益的収入及び支出	2億2,720万円	2億2,720万円
資本的収入及び支出	5,100万円	1億4,542万5千円

### 一般会計の歳入財源内訳、性質別歳出内訳

歳入内訳	歳出内訳
自主財源 (40.1%)	投資的経費 (7.4%)
依存財源 (59.9%)	消費的経費 (61.7%)
	その他の経費 (30.9%)

※予算の内訳等については、広報なかかわ4月号をご覧ください。

### 条例

条例制定

◆町ケーブルテレビ施設条例の制定  
(全員賛成 原案可決)

(全員賛成 原案可決) 高度情報化の推進に伴い、新たに全町を区域として設置したケーブルテレビ関連施設の設定・運営について決めました。



ケーブルテレビ放送センター

◆町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定  
(全員賛成 原案可決)

(全員賛成 原案可決) 平成21年4月から介護報酬が改定されることに伴い、介護保険料の増加額を軽減するために基金を積み立てて運用することとしました。

◆町イノシシ肉加工施設条例の制定  
(全員賛成 原案可決)

(全員賛成 原案可決)

農作物の被害防止・地域資源活用のために和見地内に建設したイノシシ肉加工施設の設置及び管理について定めました。



完成したイノシシ肉加工施設の内部

### ◆町移動通信用鉄塔施設条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)  
町が設置している移動通信用鉄塔(携帯電話用)について、新たに大那地五輪場基地局を加えました。

### ◆町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)  
町が整備する移動通信用鉄塔施設を使用する通信事業者から徴収する分担金の額を改めました。

### ◆町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)  
新しいケーブルテレビ施設の設置に伴い、運営委員会及び放送番組審議会の名称を「ケーブルテレビばとつ」から「ケーブルテレビ施設」に改めました。また、保育園・幼稚園の嘱託医及び嘱託歯科医、学校医及び学校歯科医の報酬をそれぞれ年額4万円増額しました。

納付金課税額の上限を「9万円」から「10万円」に引き上げました。

### ◆町手数料条例の一部改正

(賛成多数 原案可決)  
県が行ってきた屋外広告物に関する許可申請に対する審査事務を権限委譲により町が行ったこととなったことから、その手数料を加えました。

### ◆町遺児手当支給条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)  
学校教育法の改正に伴い、条例中の関係する文言を改めました。

### ◆町介護保険条例の一部改正

(賛成多数 原案可決)  
介護保険事業計画に基づく介護保険料の改正及び介護報酬の改定に伴う介護保険料の増加額を軽減するために平成21年度から平成23年度までの間、保険料率の軽減措置を設けました。

### ◆町道路占用料徴収条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)  
道路法施行令の改正に伴い、町道路占用料を改めました。

## 補正予算

### ◆平成20年度一般会計補正予算

(賛成多数 原案可決)  
国の第2次補正予算に伴う定額給付金事業や子育て応援特別手当支給事業、平成21年度に計画していた統合保育園建設事業の前倒し予算のほか、国県支出金の確定に伴うものや町税・その他の歳入歳出の見込みなど、事務事業において最終調整が必要なものについて年度末に向けて予算の補正を行いました。

### ◆平成20年度国民健康保険特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)  
介護納付金、共同事業拠出金などを減額し、保険給付費、総務費などを増額しました。

### ◆平成20年度老人保健特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)  
医療給付費を減額するほか、平成19年度事業費の確定により、一般会計への繰出金を予算措置しました。

### ◆平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)  
後期高齢者医療広域連合納

### 条例改正

#### ◆町個人情報保護条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)  
新しい統計法の制定に伴い、条例中の関係する文言を改めました。



携帯電話不感地域解消の通信用鉄塔

#### ◆町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)  
地方自治法の改正に伴い、条例中の関係する文言を改めました。

#### ◆町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)  
人事院規則の改正に伴い、条例中の関係する文言を改めました。また、裁判員制度の施行に伴い、特別休暇の事由に「裁判員として裁判所に出頭する場合」を加えました。

#### ◆町国民健康保険税条例の一部改正

(賛成多数 原案可決)  
地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税のうち、介護

付金、後期高齢者健診事業費を減額するほか、高齢者医療制度田滑運営事業費としてシステム改修費を予算措置しました。

◆平成20年度介護保険特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)  
保険給付費、介護保険システム改修事業費、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の基金設置費などを計上しました。

◆平成20年度ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)  
ケーブルテレビ高度化事業費の精査により減額しました。

◆平成20年度下水道事業特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)  
公債費の繰上げ償還費を計上し、事業の精査により下水道整備事業費を減額しました。

◆平成20年度農業集落排水事業特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)  
三輪及び北向田水処理センターの施設修繕料を計上しました。



◆平成20年度簡易水道事業特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)  
公債費の繰上げ償還費などを計上しました。

◆平成20年度水道事業会計補正予算

(全員賛成 原案可決)  
企業債の繰上げ償還費及び

取水ポンプ取替工事費を計上しました。

◆損害賠償額の決定及び和解

(全員賛成 原案可決)  
町道一渡戸大鳥線において発生した負傷事故に対して、道路管理の面から町の責任に

損害賠償

平成20年度各会計別補正予算

(単位：千円)

会計名	補正前の額	補正額	計
一般会計	7,845,000	1,022,000	8,867,000
特別会計	国民健康保険会計	-62,500	2,045,700
	老人保健会計	48,500	218,000
	後期高齢者医療会計	-31,400	144,100
	介護保険会計	22,760	1,158,000
	ケーブルテレビ事業会計	-270,000	1,482,700
	下水道事業会計	71,000	388,100
	農業集落排水事業会計	946	48,346
簡易水道事業会計	138,500	311,600	
計	13,723,740	939,806	14,663,546

水道事業会計	補正前の予定額	補正予定額	計
収益的収入及び支出	235,695	-200	235,495
資本的収入及び支出	117,015	80,206	197,221
計	352,710	80,006	432,716

関する損害賠償を行い、和解することとしました。

◆町道認定

(全員賛成 原案可決)  
町道として、新たに次の2路線を認定しました。

◆二宮町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分

◆栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更

(全員賛成 原案可決)  
平成21年3月23日、二宮町が真岡市に編入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合及び栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少と組合規約の変更について議決を行いました。また、二宮町の編入合併に伴う退職手当支給事務に係る財産処分について、栃木県市町村総合事務組合に帰属させる旨の協議書を議決しました。

管理者の指定

◆指定管理者の指定

(全員賛成 原案可決)  
町施設の管理について、指定管理者を指定しました。

- 指定施設名
  - まほろばの湯湯親館
  - 交流用施設
  - 宿泊滞在施設
  - 町営温泉源泉施設
- 指定団体名
  - 株式会社 まほろばおがわ (再指定)

その他

◆栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村



指定管理施設(まほろばの湯 湯親館)